

紀宝町飲食店時短要請等協力金 (令和4年1月21日～令和4年2月13日)のご案内

※2月13日までの町単独事業として実施します

三重県の営業時間の短縮等の要請に準じ、時短にご協力いただける紀宝町内の飲食店および町に住民登録のある個人事業主または町内に本店を置いている法人で町外に店舗等を営む飲食店に対して、協力金を支給します。

要請期間

令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで

※1月24日までに時短営業開始であれば支給対象

時短要請内容

- ① あんしんみえリア認証店など各都道府県の感染症対策認証店
営業時間21時までに営業時間短縮 (酒類提供可)
または
営業時間20時までに営業時間短縮 (終日酒類提供禁止)
- ② 上記以外の飲食店
営業時間20時までに営業時間短縮 (終日酒類提供禁止)

主な支給要件

- ① 紀宝町内の飲食店および町に住民登録のある個人事業主または町内に本店を置いている法人で町外に店舗等を営む飲食店
※飲食店には次の店舗も含みます。
 - ・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食を主としていない店舗（カラオケ店等）および飲食店（バー等）
 - ・飲食店食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場等
- ② 時短要請の期間中、支給対象事業者の全店舗において、時短営業等に全面的に協力いただくこと（休業も含む）
※全面的に協力とは、時短要請の期間中（要請が延長された場合はその期間も含む）、支給対象事業者の全店舗において、20時または21時から翌日5時まで営業を行わない（お客様にお帰りいただく）等、全ての要請に応じていただくことをいいます。
- ③ 令和4年1月20日以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効であること
- ④ 令和4年1月7日時点で、通常の営業終了時刻が20時または21時（要請内容の短縮する営業時間）を越えていること
- ⑤ 同一グループの同一テーブルでの利用を原則4人以下とすること

※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます。

支給金額

1 店舗あたり 2 万円／日（定休日含む）

※支給額例 1 月 24 日から時短の場合、42 万円（21 日間）となります。

※都道府県等の協力金との重複不可

対象外店舗

〈対象外店舗の具体例〉

- ・ 宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は**対象外**
※専用のイートインスペースがない場合は、テイクアウト専門店の扱いとなります。
- ・ 旅館の宴会場等において、宿泊客のみに飲食を提供する場合は**対象外**
- ・ 令和 4 年 1 月 7 日以前からの自主的な休業・時短を行っている店舗は**対象外**

※ご注意ください※

時短要請の**対象外の店舗が時短営業をしていただいても、協力金は支給されません。**

通常営業終了時刻	認証店	左記以外の店舗
20時までの店舗	20時までの通常営業 〈協力金の支給対象外〉	20時までの通常営業 ※酒類の提供不可（持込含む） 〈協力金の支給対象外〉
20時～21時までの店舗	以下のいずれか 【1】21時までの通常営業 〈協力金の支給対象外〉 【2】20時までの時短営業 ※酒類の提供不可（持込含む） 〈協力金の支給対象〉	・ 20時までの時短営業 ※酒類の提供不可（持込含む） 〈協力金の支給対象〉
21時を超える店舗	以下のいずれか 【1】21時までの時短営業 ※酒類の提供可能 〈協力金の支給対象〉 【2】20時までの時短営業 ※酒類の提供不可（持込含む） 〈協力金の支給対象〉	
注意点	もともと通常20時を越えて営業していない店舗は、休業・時短営業のいずれを実施しても、協力金の対象となりません。	

協力金の申請方法・申請期間・申請に必要な書類

- ・ 申請方法、受付期間等は、詳細が決まり次第町HPに掲載予定です。
- ・ 協力金の申請時に必要となりますので、時短営業していることを告知する貼り紙等を掲示した店舗写真、店舗の外観・内観写真を、時短営業実施期間中に必ず撮影しておいてください。

【問い合わせ先】

紀宝町役場産業振興課
電話番号：0735-33-0336

紀宝町商工会
電話番号：0735-21-6475

要請期間中、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認を実施します。